

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 【公告】 ○ 県営土地改良事業計画の縦覧
		担当課（室）	健康推進課 〃 耕地課
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年二月十三日

指定した医療機関

名称

富永薬局沖新町

所在地

倉敷市沖新町九二一〇

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成三十年二月十二日

◎岡山県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

富永薬局沖新町

倉敷市沖新町九二―二二

平成三十年二月十一日

平成30年2月13日 岡山県公報 第11964号

〔六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 五名一色地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 五名一色地区）計画書

三 縦覧の期間

平成三十年二月十三日から同年三月六日まで

四 縦覧の場所

真庭市役所